

令和 6 年 4 月 1 日

未来社会 DESIGN 研究センター長 裁定

DLab パートナース規約

第 1 条（目的）

国立大学法人東京工業大学（以下、「本学」という。）は、本学が設置する東京工業大学 科学技術創成研究院 未来社会 DESIGN 研究センター（以下、「DLab」という。）の活動に賛同する法人及び団体に対し、所属や立場を超えて自由に未来へのアイディアを出しあう「未来を考えるオープンな場」を提供することを目的として、「DLab パートナース」を組織する。

第 2 条（会員）

- 1 DLab パートナースの会員になろうとする法人及び団体は、本規約を承認の上、所定の入会申請書を DLab 事務局に提出し、DLab の承認を得なければならない。
- 2 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、DLab は入会を承認しない場合がある。
 - （1）入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあったとき
 - （2）過去に DLab パートナースから退会させられたことがあるとき
 - （3）暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）であるとき
 - （4）その他 DLab が、DLab パートナースの会員として不適当な事由があると判断したとき
- 3 DLab から入会の承認を受けた法人及び団体は、第 4 条に定める年会費を支払ったときに、DLab パートナースの会員資格を取得する。

第 3 条（有効期間と更新）

会員資格の有効期限は、前条の規定により会員資格を取得した日から最初に到来する 3 月 31 日までとし、期間満了の 1 ヶ月前までに、書面による終了の意思表示がない場合には、更に 1 年間延長され、以後も同様とする。

第 4 条（年会費）

- 1 DLab パートナースの会員は、本学に年会費を支払わなければならない。
- 2 年会費の金額、支払方法、支払期限その他の事項は、DLab が別途定めるものとする。
- 3 一旦支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条（変更の届出）

- 1 会員は、その名称、住所、代表者又は連絡先等について、DLab への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに DLab 事務局に通知し、所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 本学及び DLab は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第6条（退会）

- 1 会員は、自らの意思をもって DLab パートナーズを退会することができる。この場合、当該会員は、退会の日から1ヶ月前までに、DLab 事務局に退会届を提出しなければならない。
- 2 会員が、次の各号の一に該当する場合には、DLab は当該会員を退会させることができる。この場合、当該会員は、DLab が退会させることを決定した日に、DLab パートナーズの会員資格を喪失する。
 - (1) 本約款その他本学又は DLab が定める規約に違反したとき
 - (2) 入会申込みの申告事項に虚偽の記載があることが判明したとき
 - (3) 本学、DLab、DLab パートナーズ若しくは他の会員の業務を妨げ、又は名誉・信用を毀損するなど、会員としての品格を損なう行為があったと DLab が認めたと
 - (4) DLab の主催するワークショップ等に参加する他の会員または一般参加者に対して、過剰な営業行為、勧誘行為等の迷惑行為があると DLab が認めたと
 - (5) 反社会的勢力や団体またはその関係者であると認められたとき
 - (6) 法令又は公序良俗に違反したとき
 - (7) 支払停止又は支払不能の状態に陥り、又は破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てを受けもしくはこれらの申立てをしたとき
 - (8) 合併によらず解散したとき
 - (9) 定められた期限までに会費の支払いをせず、督促後なお1ヶ月以上支払いをしないとき。なお、この場合において、滞納した会費の支払義務は免れない。
 - (10) 本学が、DLab パートナーズの解散を決定したとき
 - (11) その他、DLab が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき

第7条（会員に対するサービスの提供）

- 1 DLab は会員に対し、次の各号のサービスを提供する。
 - (1) 会員を対象として開催するワークショップ・セミナー・シンポジウムへの招待（年1～2回）
 - (2) 一般参加者を対象としたワークショップ・セミナー・シンポジウムへの招待、およ

び、その場での会員の活動内容の紹介機会の提供

(3) DLab のホームページ、パンフレット等への法人・団体名（ロゴ等を含む）の掲載

2 会員は、議論のためのテーマや素材を提供し、前項（1）のワークショップ・セミナー・シンポジウムにおいて使用する許可を DLab に求めることができる。この場合、当該会員は、別途規定するオプション料を本学に対して支払う。

3 DLab が、会員に対して第 1 項（1）のワークショップ、セミナー、シンポジウムにおけるテーマや素材の提供を求め、会員がこれに応じた場合、当該会員が本学に対して支払うオプション料については、DLab と当該会員とが協議して決定する。

第 8 条（公開の原則）

DLab パートナーズの活動に関連して、DLab 又は会員が、他の会員又は DLab に提供した情報、ワークショップ等を通じて DLab 及び会員間で議論された内容、及びこれらの情報や議論による成果は、個人情報を除き、全て公開されることを原則とする。ただし、DLab は、これらの情報、議論、成果の内容、会員の希望その他の事情を考慮して、非公開とすることを決定することができる。

第 9 条（事務局）

DLab パートナーズの事務は、本学 DLab 事務局において行う。

第 10 条（規約の改廃）

本規約の改廃は、本学が決定する。この場合、DLab 事務局は、変更後の規約の効力発生日の 1 か月前までに、変更後の規約の内容を会員に通知するものとする。

第 11 条（免責及び損害賠償）

1 会員は、DLab パートナーズとしての活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、本学及び DLab は一切責任を負わないものとする。

2 会員間の問題に関して、本学及び DLab は一切の責任を負わないものとする。

第 12 条（訴訟管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 13 条（その他）

本規約に定めるもののほか、DLab パートナーズの運営等に関し必要な事項は、DLab が

別に定める。

附則

改定後の DLab パートナース規約は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。